

「加工・育苗センター」 法手続き前のNPOへの貸与・譲渡は

「遺憾と言わざるをえない」

・・・10月20日、近畿農政局が回答・・・

「今では、個人で育苗できる農家は少なくなつた。育苗事業を何でNPOへ渡すのか！利益を吸い取られるだけや」

— Aさんの不安と怒り —

解放同盟を名乗る幹部が理事長を務めるNPOへの「事業の譲渡」「施設の貸与」が法手続きを経ないで先行したことに對し、「遺憾」と近畿農政局が表明したことは重大です。

10月20日、西澤伸明議員は「加工・育苗センターと農協のあり方を考える会」の鈴木勉市氏などとともに、部落解放広域加工・育苗センター事業の譲渡問題で近畿農政局と話し合いました。

脱法行為の改善処置を

席上、農政局は、9月10日と10月4日に同局へ要請した11項目について回答。その内、9月30日県議会森茂樹議員（日本共産党）質問で明らかになった「国の承認手続きがされる以前に、すでに譲渡されている」「事実はどうなのか、との質問には「遺憾である」といわざるを得ない」と回答。

「その見解は関係機関などに伝えていいか。遺憾とするような脱法行為が分かっているのなら、改善の処置なり指導はしないのか」と念を押したことに、農政局は「かまわない」と同意しましたが、脱法行為への指導については回答をさげました。

「面倒は農協、

利益はNPO」は間違い
 鈴木氏らは「異常事態の背景には、昨年第5回通常総代会では農協直営化が決定されたのに、解同幹部の利権を優先するあまり、一年も経たないうちにNPOへの譲渡が強行され、組合民主主義や法にもとづく運営からの逸脱を放置してきた行政などの無責任が大もとにある」と指摘しました。

「法の手続き義務」を隠した？

去る6月28日のJA東びわこ農協通常総代会では、「NPOサンフーズびわこ」への事業譲渡、施設の無償貸与などを決定しましたが、この場合、補助金適正化法にもとづく継承・貸与・譲渡は法手続き義務が必要なことを説明していません。事業譲渡の「決議」を強行するために、これらを知らながら総代会には隠した疑いが生じます。

話し合いに参加した一行は、近畿農政局が貸与等は「遺憾」と明言したことで、総代会の決議の有効性に重大な疑問が生じてくる、農家にとって大切な「育苗事業」を農家の手に取りもどすまで運動を続ける重要性を改めて確認しました。

なお、農政局側から、生産経営流通部次長布田悟氏、構造改善課々長本田良樹氏など5人が対応。森県議会議員は、国会解散と公務のため同席できませんでした。

脱税を10年以上も放置、 なのに、罰則的課税なし

9月30日県議会答弁で明らかに

県や彦根市、5町の首長・助役等が運営委員会に参加しながら、脱税を見逃してきた事実が明らかになったサンフーズびわこ問題で、森茂樹県議員が質問。浅田農水部長は、「(2千2百万余円の)納税は、領収書で確認したこと、消費税は平成10年4月から同14年9月までの4年6ヶ月分を納付したと答弁。さらに、国税の「不申告加算税」、国税の「無申告加算税」は課税されたが、「隠ぺい、または仮装」による不正な場合の行政上の制裁である「重加算税」は課せられていないと報告。

運営委員会の解散にもない残預金が農協に引き継がれ、8月22日にNPOに引き継がれたことも答弁。資料等で、約6千4百万の積立金から退職金・税金を差引いた約1千8百万を農協から寄付したことも判明。組合員の財産を全く無断でNPOへ寄付したことは「背任」に当たるので、と批判が広がっています。